

～令和7年新法対応～

事例でつかむ 改正担保法

事例でつかむ 改正担保法

東京弁護士会 編著

新法対応！
Q&Aで弁護士実務への
影響がわかる

第一法規

本書の特長

1

令和7年6月に公布された「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」（令和7年法律第56号）、及び「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和7年法律第57号）に対応。

2

実務上のルールを明文化した令和7年担保法改正の経緯・趣旨・実務への影響を整理した弁護士必携の一冊！

3

これまでの運用が改正法施行後どのように変わるのか？Q&Aの一問一答形式で、改正のポイントをわかりやすく解説。

4

金融、債権管理・回収、倒産処理等の場面で弁護士が経験した事案をもとにした設例が充実。受任する事案を想定しながら、改正内容を把握できる唯一の書。

東京弁護士会 編著

【体裁】A5判/352頁

【定価】4,290円(本体:3,900円+税10%)

第4

債権譲渡担保権

Ⅰ 設定

Q31 債権譲渡担保権の設定方法

債権譲渡担保権の設定方法、その目的となる債権の範囲を教えてください。また、債権質と比べ、債権譲渡担保権を選択する意義はありますか。

改正のポイント

- 債権譲渡担保権は、債権者と債務者又は第三者との間で、金銭債務を担保するため、債権を債権者に譲渡することを内容とする契約（債権譲渡担保契約）を締結する方法によって設定されます。
- 債権譲渡担保契約の目的となる債権は、民法第3編第1章第4節の規定により譲渡されるものに限定されています。
- 新法において、債権譲渡担保について、明文の規定が網羅的に整備されました。その一部の規定の規律を踏まえ、債権質に関する民法366条の規定が改正されましたが、集合債権を目的とする債権質や、債権を目的とする根拠権に関する規律を明文化する民法改正はされませんでした。

●解説

改正前の運用

債権譲渡担保権は、債権譲渡の法形式により設定されてきました。債権を目的とする担保物権としては、債権質（民法362条1項）がありますが、「債権を目的とする担保権を設定する場合には、実務上は債権譲渡担保が利用されることが多い」（部会資料2・4頁）といった状況でした。

こうした実務の状況に対しては、債権質と債権譲渡担保権を比較すると、①目的物の占有が問題にならない点、②対抗要件が民法467条の規定に従い具備される点（民法364条）、③特例法による債権譲渡登記が認められる点（特例法4条、14条）、④実行は被担保債権の不履行後に直接取立てが可能な点（民法366条1項）で、ほぼ同様であるため、「個々の金銭債権について、民法上の質権を回避して、譲渡担保を用いることの合理的理由は少ない」（道垣内・担保物権法350頁）と指摘されていました。

改正後の運用

1 債権譲渡担保権の設定方法

譲渡担保契約とは、「金銭債務を担保するため、債務者又は第三者が動産、債権（民法……第3編第1章第4節の規定により譲渡されるものに限る。以下この条、……において同じ。）……を債権者に譲渡することを内容とする契約」をいいます（新法2条1号）。そのうち債権を目的とするものを、債権譲渡担保契約といいます（新法2条11号）。

この債権譲渡担保契約に基づき、同契約の目的である債権（「譲渡担保債権」という。新法2条12号）の譲受人（債権者）が取得する権利が、債権譲渡担保権であると定義されました（新法2条13号）。

したがって、債権譲渡担保権は、債権者と債務者又は第三者との間で、被担保債権を担保するために、債権譲渡担保契約を締結する方法によって設定されます。

2 目的となる「債権」の範囲

(1) 債権譲渡担保契約の目的となる「債権」の範囲

債権譲渡担保契約の目的となる債権は、民法第3編第1章第4節の規

第3

集合動産譲渡担保権

Ⅰ 設定

Q23 集合動産譲渡担保権の設定方法及び特定方法

Aは、取引金融機関Bに対し、仕入れ資金確保の安定性を高めるため融資の相談をしたところ、Aの倉庫・工場に保管される原料、仕掛品、商品・製品を一体として担保に供する集合動産譲渡担保という手法を提案されました。

その場合、以下は、動産特定範囲の特定があるといえますか。

- ① Aの倉庫Sに保管される在庫一切
- ② Aの倉庫Sの1階部分のうち50㎡に保管される在庫
- ③ Aの倉庫Sの甲区画に保管される在庫のうち100kgまで

改正のポイント

- 動産譲渡担保契約のうち、将来において属する動産を含むものとして定められた範囲（以下「動産特定範囲」という）によって特定された動産（以下「特定範囲所属動産」という）を、一体として、その目的とすることができることになり、これまで判例で認められた集合動産譲渡担保が明文で認められました（新法40条）。
- 動産特定範囲は、①譲渡担保動産の種類、②譲渡担保動産の所在場所その他の事項を指定することにより定められます。
- 特定範囲所属動産には、将来加入動産も含まれています。
- 動産特定範囲の特定方法については、①譲渡担保動産の種類、②譲渡担保動産の所在場所その他の事項を指定すると定めるのみで（新法40条1号・2号）、解釈論に委ねられています。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

☎Tel. 0120-203-694
☎Fax. 0120-302-640

■ 目次

第1章 総 論

Q1 改正の理由・目的、審議経過

第2章 譲渡担保

第1総則・登記

Q2 改正概要・総則・適用除外等

Q3 動産債権譲渡特例法の見直し

第2 動産譲渡担保

【設定】

Q4 動産譲渡担保権の設定方法

Q5 リース物件・所有権留保物件と動産譲渡担保権の取得

Q6 動産譲渡担保権の重複設定・順位の変更

【効力】

Q7 目的動産の利用と管理

Q8 動産譲渡担保権が及ぶ範囲

Q9 被担保債権の範囲

Q10 妨害の停止等

Q11 譲渡担保動産の毀損と損害賠償請求

Q12 動産譲渡担保権に基づく物上代位

Q13 譲渡担保動産の譲受人との関係

【対抗要件・順位】

Q14 対抗要件の具備方法

Q15 占有改定劣後ルール・牽連性担保権の特則

Q16 他の担保権との競合

【実行】

Q17 動産譲渡担保権の私的実行

Q18 清算金の支払に関する処分の禁止

Q19 他の動産担保権者等への通知

Q20 動産競売の申立て

Q21 実行のための裁判手続

Q22 後順位の動産譲渡担保権者による実行

第3 集合動産譲渡担保権

【設定】

Q23 集合動産譲渡担保権の設定方法及び特定方法

【効力】

Q24 集合動産譲渡担保権設定者による処分

Q25 予防請求等

Q26 価値の維持義務

Q27 集合動産譲渡担保権に基づく物上代位の特則

【対抗要件・順位】

Q28 対抗要件の具備方法

【実行】

Q29 集合動産譲渡担保権の私的実行

Q30 動産特定範囲に属する動産に対する差押え等

第4 債権譲渡担保権

【設定】

Q31 債権譲渡担保権の設定方法

Q32 債権譲渡担保権の重複設定・順位の変更

【効力】

Q33 債権の取立てと第三債務者の保護

Q34 債権譲渡担保権に基づく物上代位

【対抗要件・順位】

Q35 対抗要件の具備方法

Q36 権利の競合

【実行】

Q37 債権譲渡担保権の実行

第5 集合債権譲渡担保権

【設定】

Q38 債権特定範囲の特定方法

Q39 将来賃料債権の譲渡担保と不動産譲渡

【効力】

Q40 集合債権譲渡担保権の効力

Q41 価値の維持義務

【対抗要件・順位】

Q42 対抗要件の具備方法

Q43 債権特定範囲に属する債権に対する差押え

【実行】

Q44 集合債権譲渡担保権の実行

第6 動産・債権以外の財産を目的とする譲渡担保権

Q45 動産・債権以外の財産を目的とする譲渡担保契約

第3章 所有権留保

Q46 概説

Q47 設定

Q48 効力

Q49 対抗要件・順位

Q50 実行

Q51 破産等

第4章 倒産手続上の扱い

Q52 別除権としての扱い

Q53 担保権実行手続中止命令・取消命令

Q54 管財人等による換価

Q55 担保権消滅許可申立て

Q56 倒産手続開始申立特約及び類似条項の効力

Q57 倒産手続開始後の集合動産譲渡担保権の効力

Q58 倒産手続開始後の集合債権譲渡担保権の効力

Q59 否認

Q60 労働債権を含む一般債権者への弁済確保(組入れ義務等)

第5章 その他

Q61 他の担保権・権利の調査方法

Q62 シンジケートローン

Q63 事業担保

Q64 ファイナンス・リース

Q65 証券口座

第6章 制定附則(新法)

Q66 施行日・経過措置の概要

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検 索



キ リ ト リ 線

申 込 書 〈第一法規〉		
書 名	価 格	部 数
実例でつかむ 改正担保法 [010371]	定価 4,290円(本体3,900円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) ☐代金引換により支払います。 ☐現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒	—
ご住所	
事務所名	☐ 公用 ☐ 私用
フリガナ	TEL — —
ご氏名	様 ② E-mail @

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取 扱 い

この申込書は、ハガキに貼るか、
このままFAXで下記宛お送り
ください。

■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

☎FAX.0120-302-640

書店印

実例改正担保法 (010371) 2025.8 AZIP